

厚年基金の平成19年度(H20.3末) 決算の積立状況等 ～速報～

対照先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

※ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

弊社総幹事受託厚年基金のうち、平成20年3月末に決算を迎えた110基金*1について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内致します*2。

1. 継続基準の積立水準 : 平均1.10へ低下(前年度平均1.32)
25%(前年度2%)の厚年基金が継続基準に抵触しました。
2. 非継続基準の積立水準: 平均0.86へ低下(前年度平均1.07)
71%(前年度41%)の厚年基金が非継続基準に抵触しました。

【当年度集計の概要】

平成19年度の運用低下により全体の積立状況が低下

*1 みなし検証計算未実施先を除く総合基金107基金、単独・連合基金3基金

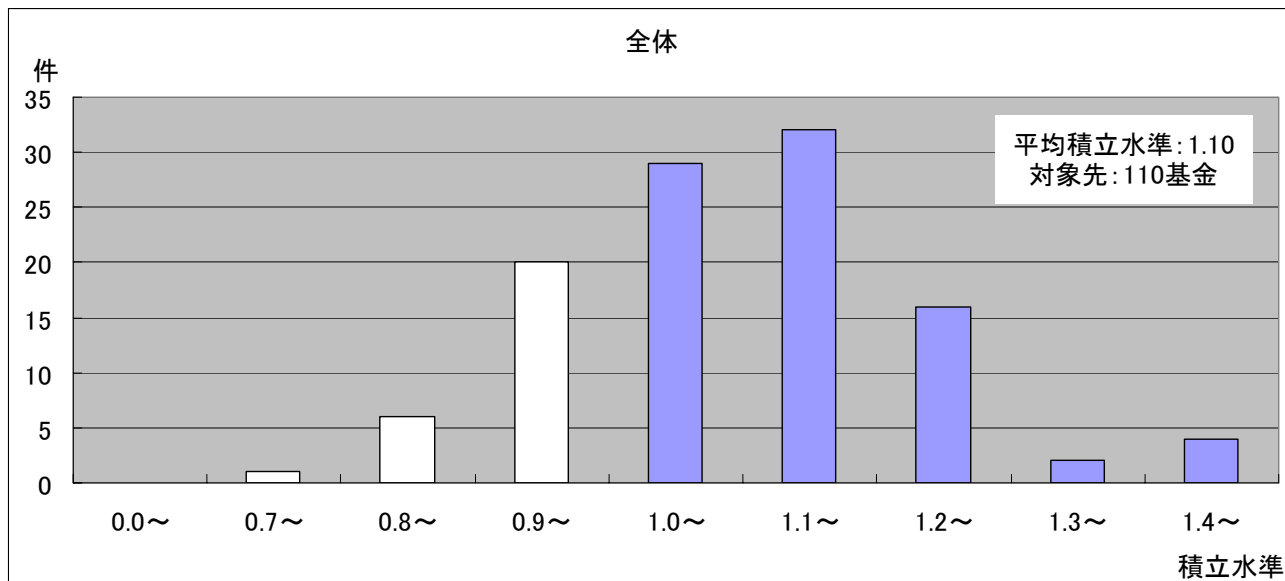
*2 弊社総幹事受託厚年基金のほぼ全容がまとまった段階で「全体版」をご案内予定(8月上旬頃)

- ✓ 全厚年基金の分布とは傾向が異なり得る点についてご留意下さい。
- ✓ ご案内中の決算報告書から資産評価方法や許容繰越不足金等を変更することにより、代議員会で議決される決算結果が変更されることがあります。そのため、当ニュースが最終的な集計結果と大きく乖離する可能性がありますのでご留意下さい。

今回ご案内のデータ(次頁以降)

- ・ 継続基準による積立水準分布(①) …2/4頁
- ・ 非継続基準による積立水準分布(②) …2/4頁
- ・ 純資産額/責任準備金額(③) …3/4頁
- ・ 継続基準の予定利率(加算部分)(④) …3/4頁
- ・ 非継続基準の予定利率(⑤) …3/4頁
- ・ 積立水準状況分布表(⑥) …4/4頁
- ・ 資産評価方法(⑦) …4/4頁
- ・ 許容繰越不足金の定義(⑧) …4/4頁

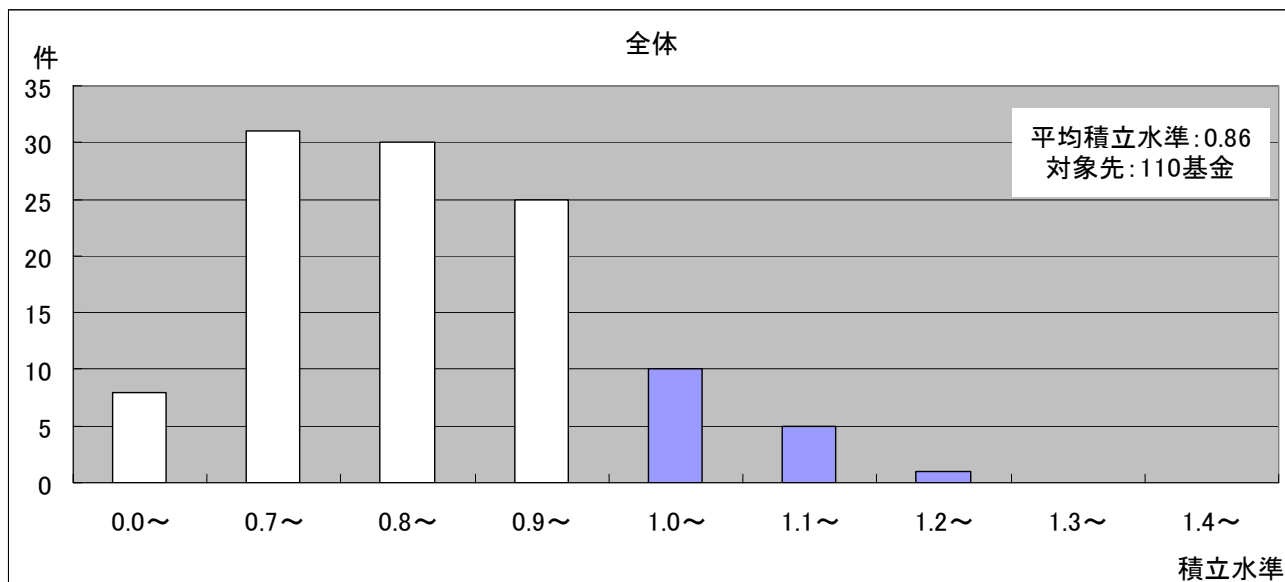
① 継続基準による積立水準分布



継続基準の積立水準 = (純資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

・1.0未満の場合は責任準備金確保のための変更計算の実施が必要

② 非継続基準による積立水準分布



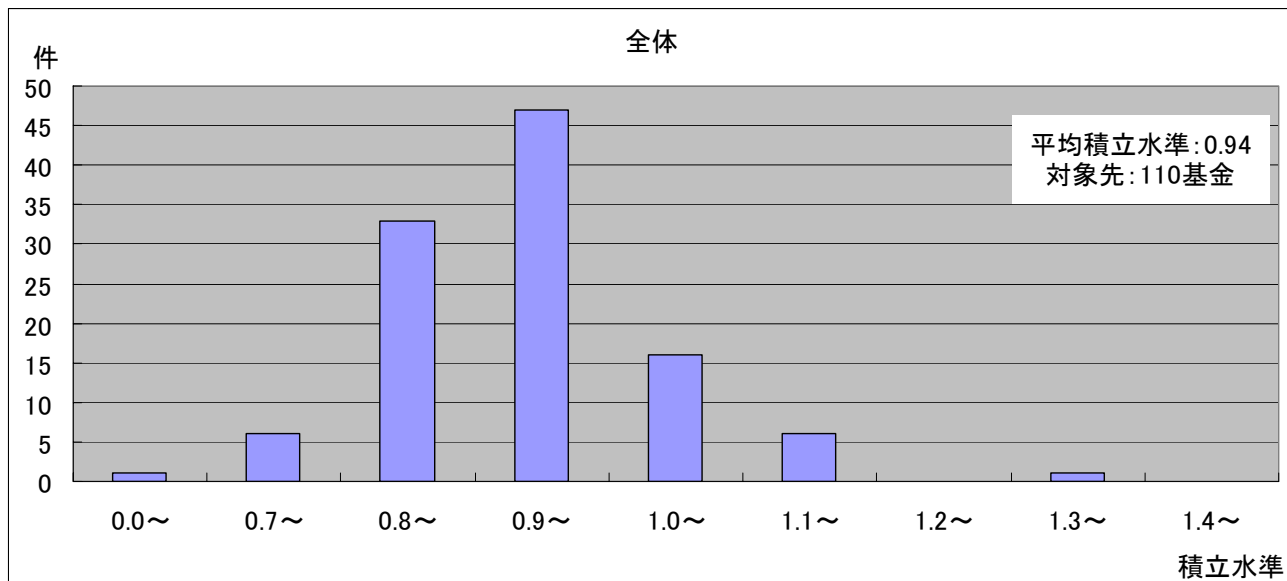
非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ Max(最低積立基準額 × 0.9*, 最低責任準備金 × 1.0)

・1.0未満の場合が非継続基準に抵触

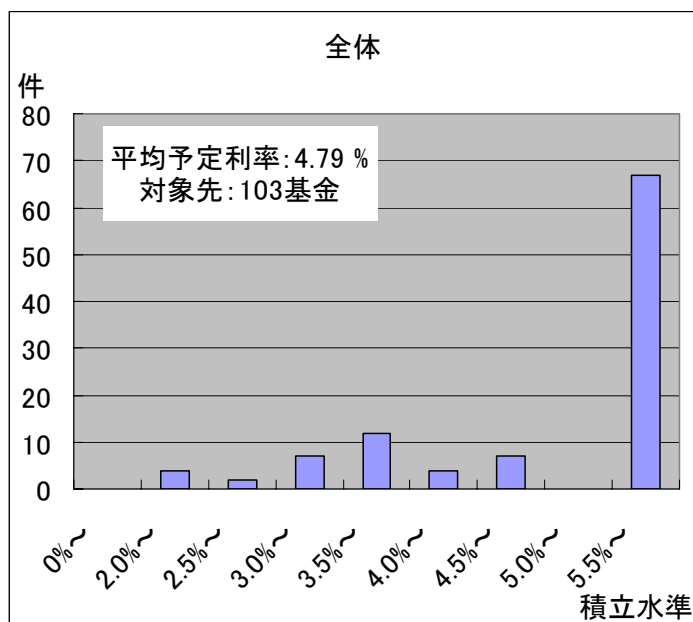
抵触した場合は、回復計画の策定が必要(回復計画が自然回復となれば、追加拠出の必要はない)

ただし最低積立基準額 × 0.9*の部分については、当年度の非継続の積立水準が0.8以上で、前事業年度以前の3事業年度のうち少なくとも2事業年度において0.9以上かつ最低責任準備金比1.05以上であれば充足(財政運営基準第四1(3)カ(ア))

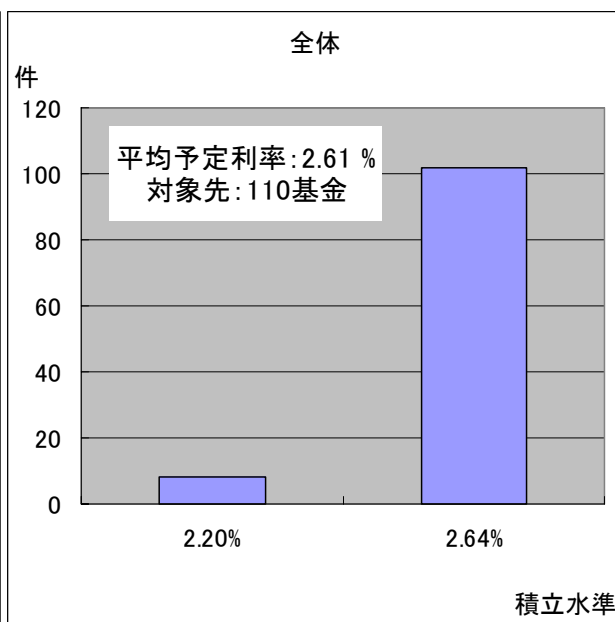
③ 純資産額／責任準備金額



④ 継続基準の予定利率(加算部分)



⑤ 非継続基準の予定利率



⑥ 積立水準状況分布表

		件数		(割合)	
非継続基準	継続基準	充足	抵触	合計	
	充足		32 (29.1%)	0 (0.0%)	32
抵触		51 (46.4%)	27 (24.5%)	78	(70.9%)
合計		83 (75.5%)	27 (24.5%)	110	(100.0%)

⑦ 資産評価方法

		件数		(割合)	
		時価評価	数理的評価	合計	
合計		92 (83.6%)	18 (16.4%)	110	(100.0%)

⑧ 許容繰越不足金の定義

		件数		(割合)	
		定義			
許容掛金率による方法		74	(67.3%)		
責任準備の一定額		34	(30.9%)		
いずれか小さい方		2	(1.8%)		
合計		110	(100.0%)		

以上